

第 1 実態調査の目的等

1 目的

この調査は、生活保護の実態を明らかにし、生活保護を要する者への適正な保護、被保護者に対する就労・自立支援等の効果的な実施を図る観点から、生活保護の現状・動向、生活保護行政の実態等について調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

厚生労働省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県 (22)、市区町村 (67)、福祉事務所 (102)、関係団体等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局 (北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州)

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

行政評価事務所 12 事務所 (青森、東京、富山、岐阜、福井、滋賀、京都、岡山、徳島、高知、佐賀、熊本)

4 実施時期

平成 25 年 8 月～26 年 8 月

5 用語の説明

本結果報告書における次の用語の定義は、それぞれ右のとおりである。

(1) 被保護世帯 生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) に基づく保護を受けている世帯

(2) 高齢者世帯 男女とも 65 歳以上の者のみで構成されている世帯か、これらに 18 歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう (被保護者全国一斉調査 (注) 結果を使用している場合は、平成 16 年度までは、男 65 歳以上、女 60 歳以上の者のみで構成されている世帯若しくは、これらに 18 歳未満の者が加わった世帯)。

(3) 母子世帯 死別、離別、生死不明、未婚等により、現に配偶者がいない 65 歳未満の女子と 18 歳未満のその子 (養子を含む。) のみで構成されている世帯をいう (被保護者全国一世調査結果を使用している場合は、平成 16 年度

までは、現に配偶者がいない（死別、離別、生死不明及び未婚等による。）18歳から60歳未満の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯）。

- (4) 障害者世帯 世帯主が障害者加算を受けているか、身体障害、知的障害等の心身上の障害のため働けない者である障害者世帯をいう。
- (5) 傷病者世帯 世帯主が入院しているか在宅患者加算を受けている世帯、又は世帯主が傷病のため働けない者である傷病者世帯をいう。
- (6) 障害傷病者世帯 世帯主が障害者加算を受けているか、身体障害、知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯並びに世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯をいう。
- (7) その他の世帯 上記(2)から(6)のいずれにも該当しない世帯をいう。
- (8) 保護率 「被保護実人員（1か月平均）」÷「各年10月1日現在総務省推計人口（総人口）」×1000で算出したもの（単位：‰（パーミル））。

(注) 「被保護者全国一斉調査」は、厚生労働省が、生活保護法による保護を受けている世帯及び保護を受けていた世帯の保護の受給状況を把握し、生活保護制度及び厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得るために行う調査である。なお、本調査は、平成24年度より、同省が別途行う「福祉行政報告例」のうち生活保護関係と統合され、新たに「被保護者調査」と名称変更の上、実施されている。